

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：広島県教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) ※
任期の定めのない常勤職員	94.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.8%
全職員	92.8%

※ 男女の給与の差異 = (女性の平均年間給与) ÷ (男性の平均年間給与) × 100

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.4%
本庁課長相当職	99.8%
本庁課長補佐相当職	98.5%
本庁係長相当職	97.4%
教育職（校長）	98.8%
教育職（教頭・分校長）	97.4%
教育職（主幹教諭・指導教諭）	99.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.9%
31～35年	95.7%
26～30年	94.9%
21～25年	94.6%
16～20年	92.7%
11～15年	91.4%
6～10年	92.1%
1～5年	94.5%

【説明欄】

- 全職員の男女の給与差がそれぞれの職員区分と比べて大きいのは、常勤職員と比較して給与水準が低い常勤職員以外の職員において、女性の比率が高いためである。
- 任期の定めのない常勤職員（以下「常勤職員」という。）について
 - ・職員の平均年齢や扶養手当の受給者の割合について、男性の方が高くなっているため、男性の給与水準が相対的に高くなっている。
 - ・仕事と育児の両立のために短時間勤務制度等を利用する者の割合が女性の方が高く、女性の給与水準が相対的に低くなり、勤続年数20年以下の男女差が大きくなっている。